令和８年 11 月
横　浜　税　関

関係各位

【お知らせ】監視部分庁舎及び千葉税関支署監視窓口における深夜・早朝時間帯の運用変更について（試行）

平素より税関行政に対し、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜税関監視部及び千葉税関支署では、これまで 24 時間体制で船舶関係手続きにかかる窓口業務を実施してまいりましたが、業務運営体制の見直しに伴い、本年 12 月１日から深夜・早朝時間帯における窓口非常駐の試行を実施いたします。

具体的な試行内容につきましては、下記のとおりとなりますが、引き続き適切な行政サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

１．試行期間

令和８年 12 月１日～令和９年１月 31 日

（試行結果を踏まえ、期間を延長する場合があります）

２．試行内容

深夜・早朝時間帯（24:00 ～ 06:00）は窓口を非常駐とし、職員の常駐配置を行いません。

なお、電話連絡をいただいた場合、当直職員が対応いたします。

３．手続き要請

深夜・早朝時間帯（24:00 ～ 06:00）に手続き、対応等が必要な場合は、電話で事前連絡をお願いいたします。

緊急又は突発的な案件も電話連絡により対応いたします。

＊試行実施場所・連絡先

・横浜港・川崎港の手続き

監視部分庁舎監視窓口：横浜市中区海岸通 1-1・☎045-212-6070

・千葉港の手続き

千葉税関支署監視窓口：千葉市中央区中央港 1-12-2

千葉港湾合同庁舎内 ・☎043-241-7021

令和８年11月
横　浜　税　関

＊ご利用にあたってのお願い

各種申請・届出には、24時間利用可能なNACCSを積極的にご利用ください。なお、深夜・早朝時間帯（24:00～06:00）に税関による許可・承認等が必要な場合は、電話連絡をお願いいたします。

４．お問い合わせ先

ご意見・ご不明な点がございましたら、下記連絡先（平日）までご連絡ください。

横浜税関 監視部 特別監視官（第１担当）　☎045-506-8344
横浜税関 千葉税関支署 総括機動部門　　☎043-241-7348

以上